

第3期石川県ツキノワグマ管理計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

ツキノワグマは日本の東北から北陸を含む中部地方で安定的に生息する一方、繁殖力が低く保護への配慮が必要とされている。県内では近年、出没が増加し、人身事故や林業被害が発生する等その対応が求められている。また、奥能登地域までの生息範囲の拡大も見られ、里山での定着も想定されることから、白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域保護管理指針に基づき地域個体群の適正な規模を維持するとともに、人身被害等の防止を図ることを目的とする。

2 鳥獣の種類 ツキノワグマ

3 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 管理の区域 県内全域

5 管理の目標

良好な生息地の環境の維持、里山林や荒廃地の整備及び適正な個体数管理を行うことにより、「白山・奥美濃地域ツキノワグマ個体群」の維持及び人身被害等の防止を目標とする。

里山における捕獲を促進し、成獣の個体数を安定的な地域個体群としての規模を維持できる個体数である800頭程度とすることを旨とする。

6 年間捕獲数上限

狩猟及び個体数調整捕獲を合わせた年間捕獲数の上限は、次の通り

①通常年の捕獲数上限 : 推定個体数1,201頭(中央値)の15%である180頭

②大量出没年※の捕獲数上限: 250頭

(※堅果類の凶作等で、県が「出没警戒情報」を発令した年)

7 目標を達成するための施策

生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、県内を広域的に3つの地域に区分し、地域毎に目標達成のための施策を実施する。

区分	保護地域 クマの生息域として、 厳正に保護する地域 (白山、大日山、鈴ヶ岳) 鳥獣保護区	緩衝地域 クマと人間の活動が混在する 地域	排除地域 円滑な人間活動を確保する 地域
生息環境管理	自然環境を維持できるように配慮し、野生動物の良好な生息環境を維持する。	農地、集落、被害地に近い区域は、里山林の間伐や除伐などの森林整備、緩衝帯整備の拡大に努める。	藪の刈り払いや耕作放棄地の管理などに努める。
個体群管理	個体数調整捕獲は実施しない。	狩猟、個体数調整捕獲を推進する。	狩猟、個体数調整捕獲を行い、積極的に排除する。
人身被害等防止対策	入山者への注意喚起を行う。	入山者や周辺住民への注意喚起のほか、放置果樹等の誘引物除去の徹底、集落沿いに間伐や藪の刈り払いを行い、見通しを確保する緩衝帯整備の拡大、森林所有者への林業被害防除の指導などを行う。	周辺住民への注意喚起のほか、農作物や放置果樹、家庭ごみ等の誘引物除去の徹底、緩衝帯整備の拡大や市街地出没等の緊急時対応を行う。

8 その他

(1) モニタリング等の調査研究

生息状況や被害状況などについて里山地域でモニタリングを強化し、評価・検討を行う。

(2) 計画の実施体制

県、市町、猟友会、農林業者、地域住民等が密接な連携のもとに、個体数管理、被害防除及び生息環境管理等の管理施策に取り組む。

(3) 普及啓発・研修

県、市町等が連携協力して、生息状況、被害状況、本計画の趣旨・内容などの普及啓発に努めるほか、捕獲技術や知識の習得及び市街地出没等の緊急時の対応のため、関係機関の職員等に対する研修を実施する。

(4) 狩猟者の確保・育成

新たな捕獲の担い手の増加を図り、捕獲技術向上のための講習会や捕獲隊員確保のためのセミナー等を開催し、安全性の確保や狩猟者の技術向上、捕獲従事者の確保に努める。

(5) 国及び関係県との調整

目的を達成するため必要な事項について国及び関係県と十分に調整を図る。